

Weekly Report

第727号

令和5年12月18日

令和6年度税制改正大綱(主な中小関連)

令和6年度税制改正大綱が公表されました。主な中小企業関連には以下のような改正があります。

◎中小企業向け賃上げ促進税制の見直し……給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、①当期の税額から控除できなかった額は5年間の繰越しを可能とする(繰越控除をする年度において雇用者給与等支給額が前年度を超える場合に限り適用)、②教育訓練費に係る控除率の上乗せ措置は、増加割合が5%以上、かつ、雇用者給与等支給額の0.05%以上の場合に10%を加算、③厚労省の「くるみん認定」や「えるぼし認定」に係る上乗せ措置を講じる。

◎事業承継税制における承継計画の提出期限延長……法人版事業承継税制(非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度)の特例措置を適用するための「特例承継計画」について、提出期限を令和8年3月末まで2年延長する。また、個人版事業承継税制(事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度)における「個人事業承継計画」の提出期限も令和8年3月末まで延長する。

◎交際費課税の見直し……交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり1万円以下(現行5千円以下)に上げる。

◎インボイス制度の自販機特例等に係る帳簿記載の見直し……帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機及び自動サービス機による取引や使用時に証票が回収される取引(3万円未満に限る)について、帳簿への住所等の記載を不要とする。

◎その他の企業関連……*大企業向け賃上げ促進税制の見直し、*イノベーションボックス税制の創設、*外形標準課税の対象法人の見直し、など。

令和4年分の相続税の課税割合は9.6%

相続税は、亡くなった被相続人から相続等により取得した財産の課税価格が基礎控除額「3千万円+600万円×法定相続人数」を超える場合に課税対象となり、相続人は相続の開始を知った日の翌日から10ヵ月以内に申告する必要があります。

国税庁が公表した「令和4年分 相続税の申告実績」によると、令和4年分における被相続人156万9050人(前年比9.0%増)のうち、課税対象となったのは15万858人(同12.4%増)となり、課税割合は9.6%(同0.3ポイント増)でした。

なお、課税対象となった被相続人1人当たりの課税価格は1億3711万円(同0.9%減)、税額は1855万円(同2.0%増)となっています。

マイナポータル連携の対象拡大

マイナンバーカードを利用してe-Taxで所得税の確定申告を行う際、マイナポータル経由で控除証明書等のデータを一括取得し、該当項目に自動入力できる「マイナポータル連携」の対象が拡大し、給与所得の源泉徴収票や国民年金基金掛金、iDeCo、小規模企業共済掛金も加わります。

ただし、給与所得の源泉徴収票は、給与支払者が税務署にe-Tax又は認定クラウド等で源泉徴収票を提出していることが必要です(支払金額が500万円超のものなど提出基準があります)。